

第164回国会提出法案 の概要(道路局関係)

平成18年6月1日
国土交通省道路局

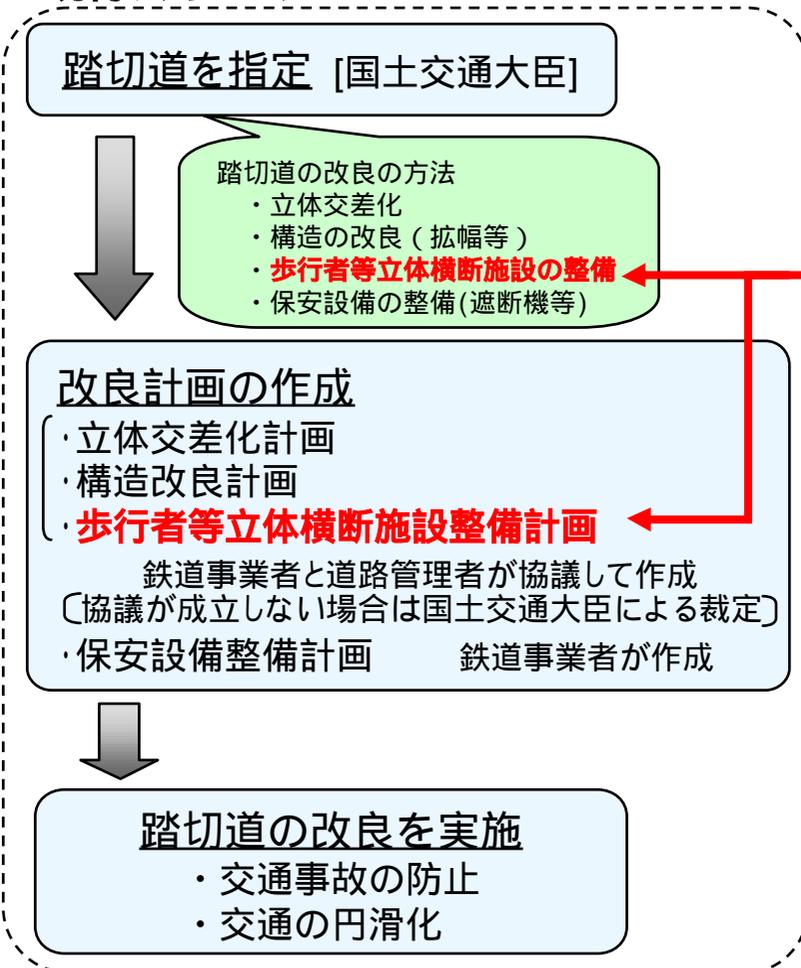
改正の目的

開かずの踏切対策等の促進(歩行者等への安全対策)
踏切対策の全般的な促進

< 現行制度:踏切道の指定は、平成13年度～平成17年度の5箇年間の時限措置 >

国土交通大臣が改良すべき踏切道を指定し、その指定された踏切道について鉄道事業者及び道路管理者が協議して計画を作成し、改良を実施。(保安設備の整備に要する費用の一部を補助)

< 現行スキーム >



< 改正内容 >

指定期間の延長

改良が必要と認められる踏切道の指定を行う期間を平成18年度以降の5箇年間に延長
保安設備整備計画の実施に係る補助措置の期間の延長

歩行者等立体横断施設の整備の追加

歩行者等が安全かつ円滑に横断できる横断歩道橋等の整備を改良方法に追加

勧告制度の創設

正当な理由がなく計画に従って踏切道の改良を実施しない場合の勧告制度の創設

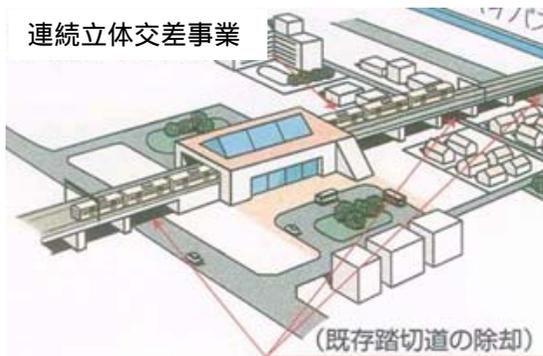
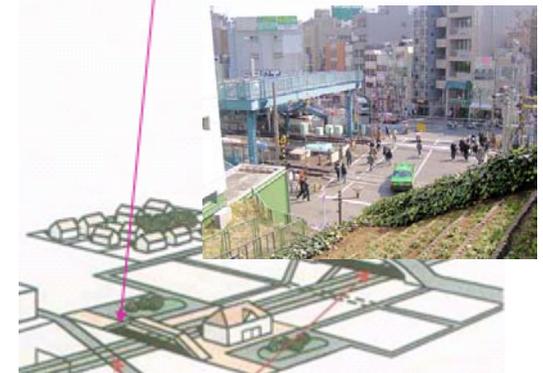
報告徴収制度の創設

踏切道の改良の実施の状況等について報告徴収制度の創設

無利子貸付制度の創設

連続立体交差事業に係る無利子貸付制度の創設

横断歩道橋の整備



踏切道改良促進法の指定の流れ

< 法指定の流れ >

- ・全国の全踏切を対象に実態総点検を行い、緊急に対策が必要な箇所を抽出し、整備計画を策定し、対策を実施していく。
- ・また、踏切道改良促進法に基づく法指定により、円滑な対策実施を図る。

全踏切(約36,000箇所)

踏切交通実態総点検

- 主な点検項目
- ・踏切道の構造・・・踏切車道幅員、踏切歩道幅員、線形 等
 - ・交通状況・・・渋滞長、滞留数 等

緊急対策踏切の抽出・確定

- 分類方法
- ・速効対策・・・開かずの踏切、歩道が狭隘な踏切 等
 - ・抜本対策・・・開かずの踏切、自動車や歩行者の著しい踏切 等

整備計画の策定

- 策定内容
- ・5箇年の着手予定 等

踏切法による法指定

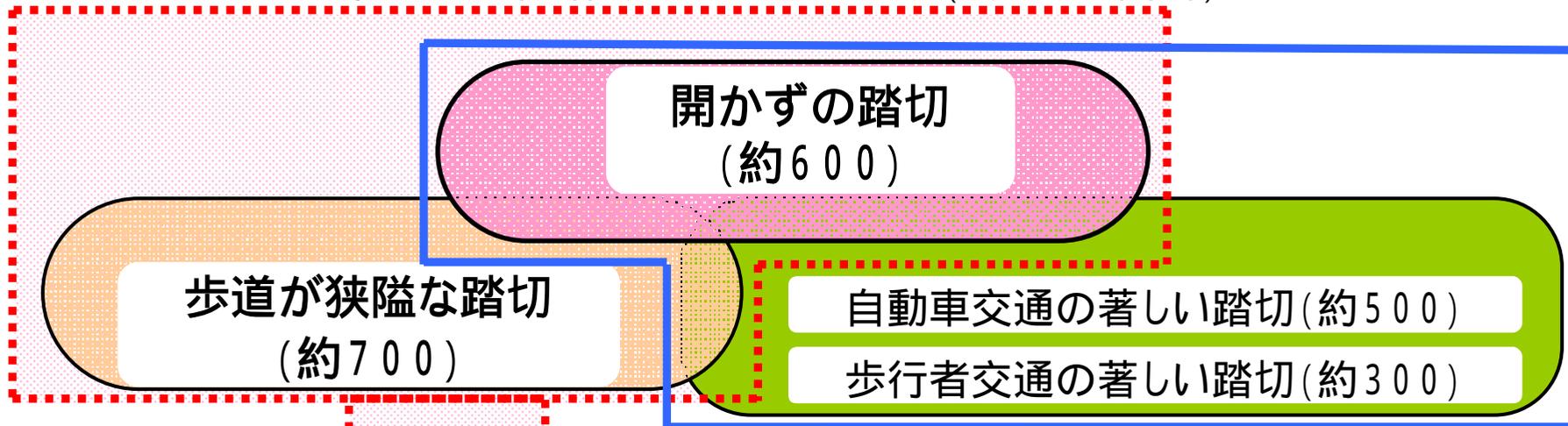
- ・法指定により、円滑な対策実施を図る。

対策の実施

踏切交通実態総点検について

踏切交通実態総点検

緊急対策踏切の確定・公表(約2100箇所)



地域の実情にあわせた5箇年の整備計画等の策定

速効対策(約1300)【歩道拡幅等】
5年ですべてを対策

抜本対策までに時間を要する開かずの踏切等はまず速効対策

抜本対策(約1400)【連立事業等】

対策踏切の除却ペースを2倍に

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（概要）

交通バリアフリー法

高齢者、身体障害者等の鉄道駅などの公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進

ハートビル法

高齢者、身体障害者等の建築物の利用の円滑化の促進

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案

現行の交通バリアフリー法とハートビル法を一体化するとともに、対象となる施設や区域を拡大するなど、総合的なバリアフリー化を促進。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（道路関係概要）

バリアフリー化基準への適合等

バリアフリー化が特に必要な道路(特定道路)

高齢者、障害者等が生活上利用する施設(生活関連施設)間の道路等(図1)
 (現行:鉄道駅と施設間の道路等)
 重点整備地区内外を問わず対象(図2)

特定道路以外の全道路

バリアフリー化基準適合努力義務

バリアフリー化基準適合義務(新設・改築時)

歩道の有効幅員を確保できる場合にのみ占用を許可
 (バリアフリー化された道路における措置)

重点整備地区内の道路のバリアフリー化

市町村による基本構想の作成

重点整備地区

生活関連施設を含む地区(図1、図3)
 (現行:鉄道駅周辺に限定。)

道路管理者による重点整備地区内の道路バリアフリー化事業の実施

生活関連施設間の道路等(図1、図3)
 (現行:鉄道駅と施設間の道路等)
 市町村施行道路特定事業
 市町村が国道、都道府県道について道路バリアフリー化事業を実施。

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地所有者等(道路管理者を含む。)は、移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定を締結。(協定の承継効の適用)

新法イメージ

図1 重点整備地区内

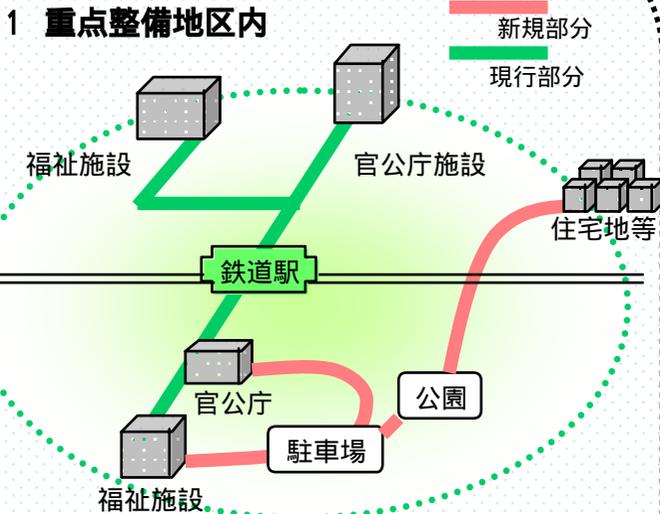


図2 重点整備地区外

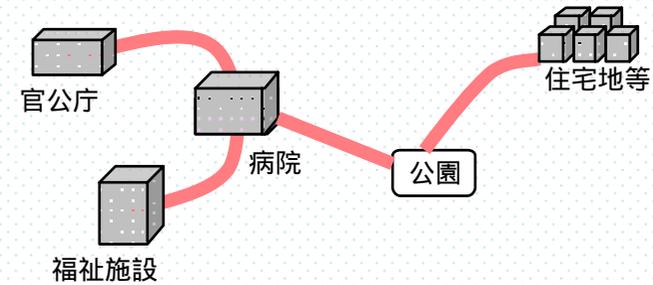


図3 重点整備地区(拡大)

